

令和6年 第5回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和6年5月27日（月）14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 9名

会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 1番 縣 次 男
3番 秋 吉 一 郎
5番 大 津 雄 司
6番 大 野 重 利
8番 江 藤 国 子
9番 安 部 義 浩
10番 麻 生 秀 昭
11番 橋 本 早 人

4. 欠席委員 2番 二 宮 寿 徳
4番 高 田 英

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条許可の許可取り消し願いについて
- ③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ④ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ⑤ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑦ 非農地証明の発行について
- ⑧ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）
- ⑨ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
- ⑩ 令和5年度最適化活動の点検・評価について
- ⑪ 農業振興地域整備計画の変更について
- ⑫ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 畠中勇、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主査 興梠太希、
行政専門員 衛藤欣哉

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和6年 第5回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号8番 江藤 国子委員にお願いしたいと思います。

宜しくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第11までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」 (議案第1号～3号 3件)

議長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号から3号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思えます。

■日程 第2 「農地法第3条許可の許可取り消し願について」

議長

それでは、日程第2 農地法第3条許可の許可取り消し願いについて、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条許可の許可取り消し願いについて、議案朗読説明。

議長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、許可を取り消してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第5号～16号 12件)

議長

それでは、日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、12件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案5号について、議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、9番の安部です。議案番号5号について説明いたします。

場所は210号線の南側で久大本線が通っておりまして、久大本線と大分川の間のところになります。

受入は申請地の近所をもう所有しておりまして、渡人の方と売買しようとしたそうで。受入は現在田んぼも作っており、機械もあるため別に問題ないかなと思います。

審議の方よろしくおねがいたします。

議長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案6号につきまして議席番号3番 秋吉 一郎委員より説明をお願い

いします。

3 番 秋吉 一郎 委員

はい、6号議案について説明します。

場所ですが、湯布院町下湯平。JR湯平駅から大分寄りに歩いて10分ぐらいのところに幸野地区っていくのがあるんですけど、その幸野地区の農民研修センターがある近くの農地です。

渡人と受人は同じ地区内の親戚同士で昔から付き合いがあるそうです。昔から渡人の土地について受人が買いたいということで話をしていたんですけどなかなか進まずに、今回売買の話がまとまったということで申請が出てきたということです。

受人については1町ほど農地を持っておりトラクターなどの機械もいろいろ持っていますんで、別に支障はないと思います。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案7号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

3 番 秋吉 一郎 委員

それでは7号について説明をいたします。

挾間町内成、詰地区公民館の近くになります。渡人と受人は叔父さんと甥っ子の仲で機械も準備しているとのこと。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案8号につきまして議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10 番 麻生 秀昭 委員

それでは8号について説明をいたします。

場所は庄内町西の蓑草でちょうど湯布院町との境のところ。

210号線を走っているとそこに九大車両さんがあるのをご存知かと思いますが、そこから湯布院に向かって右手の方を見上げたときの一番高いところぐらいに今回の受人の自宅があります。

この方は警察を退職後、現在は建設の会社に勤められています。渡人は長い間体を

壊してまして、受人のお父さんがずっと草刈りとかの管理をしてあげていた土地なんです。今も受人のお父さんが管理されてますけど、最近受人もお父さんの手伝いをされているということで、今回受人がここの土地を受けるのが一番いいんじゃないかなと思います。

この農地については受人の自宅の真下にあります。ですから他の誰よりも受人の目につくところだし、管理もしやすいところなので、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案８号につきまして、質問がある方はお願いします。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案９号につきまして議席番号９番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

９番 安部 義浩 委員

９番の安部です。議案番号９号について説明します。

申請地は受人の家のすぐ前になります。現在は雑木というか柿とかが植わっているんですが、受人は実家が臼杵の方でミカン農家だったそうです。

約２０年前に渡人のお父さんの土地を買って自宅を建てたということで、家の前でもありますしこの度渡人から買って欲しくないかということで売買が成立したみたいです。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案９号につきまして、質問がある方はお願いします。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案１０号につきまして議席番号６番 大野 重利委員より説明をお願いします。

６番 大野 重利 委員

１０号について説明をいたします。

挾間町来鉢、以前来鉢ライスセンターというのがあったんですがそのすぐ横になります。

受人はそのライスセンターのところに住んでおりまして、所有している農地の続きということで求めたいということで農機具等は十二分に揃っているようにあります。

審議よろしく願いします。

議 長

それでは、議案１０号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 1 1 号につきまして議席番号 6 番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6 番 大野 重利 委員

1 1 号について説明をいたします。
1 1 号議案の農地の続きになります。上隣りになるんですが、受人が併せてそこも買ったということで、前の議案と同じです。
審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案 1 1 号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 1 2 号につきまして議席番号 1 0 番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

1 0 番 麻生 秀昭 委員

はい、それでは 1 2 号について説明をいたします。
受人は平成 2 5 年に渡人所有の家を隣接する農地ごと購入をしました。ナスなどの野菜を作っておりましたが、当時は農地法 3 条の下限面積があったため登記が出来ないままずっと来ていたんですが、今回下限面積が撤廃されたので名義変更するため 3 条申請が出てきたということです。
農業経験も 1 0 年ほど露地野菜をずっと作ってきた経験がありますので、家のすぐ近くの土地ですしこの方が管理するのが一番いいんじゃないかなと思います。
場所は庄内駅から由布院駅方面に汽車に乗るとすぐ最初に信号機のない踏切があると思うんですが、それから山手の方に上がっていくところで、線路を超えていくのが出来ないのぐるっと回っていくしかないような地域です。こういう所は近くの人が管理していかないとすぐに荒れてしまう、そういうような地形のところなので、今回受人が頑張ってくれるということでありますので、いいのかなと思っております。
審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議案 1 2 号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案１３号につきまして議席番号１０番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

１０番 麻生 秀昭 委員

それでは１３号について説明をいたします。

受人は先月に挾間町朴木の方に農地を購入して３条許可を受けております。住民票についてはすでに朴木の方に移しておりますが、先ほど安部委員さんに聞いたらまだ来られてないかもと言っていました。移転次第農業の方に着手するということでもあります。現在は福岡の方におるということですので、農業経験とかはないのかなと思ったら１０年ほど経験があるそうです。

申請地の場所は小松台というところです。現在荒れ地が沢山出来ております。もう猪のすみかになってるところが多いようなところですが、今回こういう方が入って開拓をして、じゃがいも・白菜・玉ねぎなどを作ることになってますのでしっかり頑張ってもらいたいなと思い、期待をしております。

審議の方よろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案１３号につきまして、質問がある方はお願いします。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案１４号につきまして議席番号９番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

９番 安部 義浩 委員

９番の安部です。議案番号９号について説明します。

申請地は広域農道、中村のトンネルから少し野津原の方へ行ったら前にひだまりとかいう直売所があったかと思いますが、そこからちょっと上がったところです。

大字は小野となっておりますが、筒口のさざんか農事組合法人が主に管理しております。受人の奥さんの両親が筒口の方に住んでおまして、さざんか法人の手伝いをしているということで、この土地も受人が購入して両親と一緒に水稻などを作るということで別に問題はないかなと思っております。審議の方よろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案１４号につきまして、質問がある方はお願いします。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案１５号につきまして議席番号１１番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

それでは15号について11番橋本が説明いたします。

渡人はお父さんが亡くなって田んぼとかを受け継いだんですが、街の方で車関係の仕事をしていますので、管理だけはしていたそうです。弟さんが帰ってきて家とかを継ぐということで、弟の方に所有権移転するということです。

土地はかなり広いです。庄内の服部スタンドから左側のところです。

兄弟間での譲渡なので問題ないと思います。

審議をお願いします。

議 長

それでは、議案15号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案16号につきまして議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

9番の安部です。議案番号16号について説明します。

申請地は筒口、先月も議案に上がったんですが受人がやっている佐藤鉄工という会社から山の方に少し上がったところです。

渡人の実家がこの近所にありまして、現地は確認しに行ったら草ぼうぼうで荒れておりました。受人によく買ったなあと話したら、大分の産廃業者がここに物を捨てるから買ってくれないかと相談があって、それならもう俺が買うということで、売買になったとのことでした。

今はちょっと低いところにあるので、埋め土なりして、それはまた申請 があると思いますが、薬草を植えたいという説明を受けました。

別に問題はないかなと思っております。審議の方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議案16号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第17号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案17号につきまして議席番号5番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5番 大津 雄司委員

17番を説明します。

場所は挾間町の下市になります。下市の公民館の向かい側のところになるんですが。

申請者は、ここも含めてすべて自宅なんですけどすべて売却いたしまして、お母さん名義の時から自宅の庭のような状態になっていたということでもあります。

自宅をすべて売却して引っ越す計画のある中で、今回の庭が田のままだった所を転用して整理するということになりました。

以上です。よろしくお願いします。

議長

それでは、議案16号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案第18号 1件)

議長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案18号につきまして議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子委員

18番を説明します。資料は7ページからです。

場所は由布院駅裏の農協の近くとなっています。受人の法人は自衛隊や旅館に食品の卸をしている会社です。令和3年の6月頃に従業員の増加に伴い駐車場が足りなくなったので、地権者の承諾を得て農地の一部を砂利敷きの駐車場にしていました。令和3年の11月頃に分筆をして許可を受けようとしていましたが、コロナのごたごたで出来ずに今のままとなっています。

始末書も付いていて場所的に問題もないかと思っておりますので、審議よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案１８号につきまして、質問がある方はお願いします。

（３番 秋吉 一郎委員より挙手あり。）

議 長
秋吉委員さんどうぞ。

３番 秋吉 一郎 委員

１１ページの水路の橋梁の断面があるんですけど、写真を見るともうすでに鋼板を入れているみたいだけど、まあそれはいいんだけど。

申請地の反対側が市道ですわね。図からみると、水路の断面の内側にコンクリートを打って橋梁を設置するようになってるみたいなんだけど、これはおそらく市道の許可とかは取ってないと思いますが、本来なら水路の断面の中に構造物が入るっていうことはよくない。だから、水路の中にあるコンクリート、橋台か何かがよくなくて、本来は橋台みたいなものを設置してこの床板橋を作るのが普通なんです。まあ、写真見たらもう作ってるから問題ないとは思いますが。

一応、こういう断面はないなっていうことだけ説明しておきたいと思います。

事 務 局

一応今回はすでに利用している追認のかたちなんですけど、許可を取った後新たに整備しなすというか、ある程度工事を行うように聞いておりました。そこらへんは１０ページの図面の下のところに書いてあるんですが、法定外公共物関係については事前に湯布院の地域整備課に確認をしてもらって、必要な手続きを取りますということで協議が済んでおります。なので、現状のままというよりは許可が下りた後に整備しなすようなイメージになると思います。ですのでそこで必要な手続きを取られたうえでよりしっかりしたものになるような計画と聞いております。

議 長
他に質問ありませんか。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第６ 「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について」
（議案第１９号～２０号 ２件）

議 長
続きまして、日程第６ 農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について、２件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程６ 農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長
それでは、議案１９号の説明は事務局から説明をお願いします。

事務局

議案番号19号について説明をします。

これについては先月の総会で審議をいただいたんですが一旦保留となった案件でございます。

場所については挾間町北方の宮田保育園の西側隣接の農地となっております。

転用者は宮田保育園を運営する法人で、挾間地域は子供が増える中で園児が増加しており現在のグラウンドがかなり手狭ということで、グラウンド及びその他広場として拡張を行いたいと申請が上がってきたものでございます。

先月審議いただいたんですが、先月は申請事由としてグラウンド及び児童菜園、子供の食育で使う果樹などを植える菜園の用地ということで上がってきたんですが、委員さんの意見の中で菜園、要は農地として使う部分を転用として処理するのはどうかという意見がありまして、いったん申請者に伝えますということで保留をいただいたものです。

それで、総会後に申請者の方に伝えまして、そういう意見が出たなら広場という形で、果樹ではなく桜を植林しますというふうに変更をいただいた図面が資料の19ページについております。

なので申請目的はグラウンド及び広場というところで、子供たちが遊べるような空間にするということで農地転用したいということで申請になっております。

審議よろしく願いいたします。

議長

先月保留した案件です。

それでは、議案19号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案20号につきまして議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

それでは20号議案について説明します。資料は21ページからになります。

場所は別府挾間線の赤野地区のところですよ。

23ページの字図を見てもらうとわかるように、もうすでに申請地の周りほとんど宅地になっております。転用者の説明によりますとここに建売住宅を建てるということで売主と話が付いているということです。

隣地の同意などもありますので審議の方よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案20号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第7 「非農地証明についての審議」

(議案第21号 1件)

議長

続きまして、日程第7 非農地証明の発行について1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第7 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長

21号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第22号～29号 8件)

議長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）8件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

それでは、議案22号は継続の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、議案23号からは新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案24号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案25号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案26号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案27号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案28号について質問はありませんか。

(9番 安部 義浩委員より挙手あり。)

議 長
安部委員さんどうぞ。

9番 安部 義浩 委員
経営面積0㎡で68歳で期間が10年間、利用目的が水稻。機械とか持ってるんですか？

議 長
この人の実家の近くなんですよ。長男で今鬼瀬に出てるんですけどね。
僕の同級生でしてね。
弟さんも農業してるんですけど、よく家に帰って手伝いとかしてるみたいで。

9番 安部 義浩 委員
機械があるんですか？

議 長
現在弟さんが持ってるみたいなので、大丈夫かなと思います。

9 番 安部 義浩 委員
わかりました。

議 長
他に質問ありませんか。
(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 29 号について質問はありませんか。
(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」
(議案第30号 1件)

議 長
日程 第9 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分) 1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程 第9 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議 長
議案30号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第10 「令和5年度最適化活動の点検・評価について」
(議案第31号 1件)

議 長
日程 第10 令和5年度最適化活動の点検・評価について 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程 第10 令和5年度最適化活動の点検・評価について、議案朗読説明。

議

長

議案 31 号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第 11 「農業振興地域整備計画の変更について」

(議案第 32 号～48 号 17 件)

議

長

日程 第 11 農業振興地域整備計画の変更について 17 件あります。農政課より説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 1 番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 1 の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号 2 の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 2 番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 2 の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号 3 の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 3 番 議案朗読説明。

議 長
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(3 番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長
秋吉委員さんどうぞ。

3 番 秋吉 一郎 委員
現況写真を見ると雑木林にはなっていないような感じがするんだけど。この段々の田んぼがあったようなところが申請地になるんですか？

農 政 課
そうですね、その部分です。
雑木林は一部ですね。一部雑木林になっているということで。

議 長
いいでしょうか。
他に質疑ありませんか。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この箇所番号3の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号4の除外について説明をお願いします。

農 政 課
箇所番号4番 議案朗読説明。

議 長
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(3 番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長
秋吉委員さんどうぞ。

3 番 秋吉 一郎 委員
箇所番号1もそうだけど、始末書が付いてるんですよね、これ。

農 政 課
はい。

3 番 秋吉 一郎 委員
それとね、この写真だけど、雑種地ということだけど、これ産廃の置場なってるんじゃないですか？それは問題ない？

農 政 課

写真の奥の方に加工所がありまして、そこで出た廃材と置いているとのこと。

3 番 秋吉 一郎 委員

産廃じゃないんやね。

農 政 課

ではないです。

議 長

他に質疑ありませんか。

(8 番 江藤 国子委員より挙手あり。)

議 長

江藤委員さんどうぞ。

8 番 江藤 国子 委員

すみません、写真とかを付けてくれてるんですけど、私が湯布院なので全然場所が分からないんで、字図にこっちの方向から写真を撮りましたとか、写真の中に申請地を赤枠で囲んでとかしてもらえるとわかりやすいんですけど、さっきからどこがどこだか全然わからなくて。次回からでいいのでお願いしたいと思います。

農 政 課

はい、承知しました。

議 長

他に質疑ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号4の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号5の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号5番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(3 番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長

秋吉委員さんどうぞ。

3 番 秋吉 一郎 委員

平面図、配置図を見ると、下の方にあるのは市道になるのかな？

農 政 課

はい、市道向原別府線ですね。

3 番 秋吉 一郎 委員

そうやろ。それから宅地が建つ間に法面があるんだけど、幅が 8 m ぐらいある感じでかなり幅があるみたいだけどかなり高いところにある土地なんだろうか。

農 政 課

現地を見に行った時はかなり高いところにあるというふうではなくて、市道が下って行ってるようなところで、上の方にアパートがあってその下に田んぼがあるみたいな感じでした。

法面っていうよりもコンクリート舗装されたような形だったかと。

3 番 秋吉 一郎 委員

べつに市道にはあまり関係ないような感じ？

農 政 課

そうですね、あまりそのまま野ざらしになってるようなところはなかったですね。

3 番 秋吉 一郎 委員

わかりました。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 5 の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号 6 の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 6 番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 6 の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号7の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号7番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号6の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号8の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号8番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(5番 大津 雄二委員より挙手あり。)

議 長

大津委員さんどうぞ。

5番 大津 雄二 委員

これは農業委員会的にはどうなのかなっていう話が、この場では自分たちは他法令として意見を言ってるような形だと思うんですけど、農業委員会的にはどんな感じかコメント貰いたいんですけど。

事 務 局

何を言えばいいんですか？

5番 大津 雄二 委員

もしこれが農振では無い時は・・・、みたいな。

事 務 局

農振が外れればそこに記載があるように第3種農地、駅から300m以内の農地なので3種農地となります。いわゆる市街地内の農地となりますので基本的には転用ができる区分にはなってきます。農地法上の区分で言えばそういうことです。

5番 大津 雄二 委員

ありがとうございます。

なんですけど、農振の話をこうやって資料いただいて、除外の6項目って冒頭で言われたと思うんですけど、これを踏まえた上で自分たちが意見をしていくっていう、ことでは

ないんですよね？

農 政 課

そこは参考にしていただいてご意見いただければと思います。

5 番 大津 雄二 委員

そういうことですね。

個人的な意見としては基盤整備田であるということを重視していただきたいなと思います。8年経過したからうんぬんではなくて後世に残す農地として、農政課はしっかりどの農地を残していくかを、除外の要件を踏まえたうえで死守していただきたいなと思います。

地権者の個人的な意向もわかるんですけど、農振法に関しては個別の意見とかは関係ないと思ってますので、大きい見直しとか色々あると思うんですけど、公益性の高い利活用を今後するとかであればみんなで考えていくことかと思いますが、市街地とエリアをはっきりさせるための除外であれば納得できるんですけど、今は基盤整備田というだけでくるのはなかなか厳しいのかもしれませんが、こういう農地は優良農地として残ってしかなるべきだと思います。

以上です。

事 務 局

意見としては、圃場整備田なので除外は慎重に判断するべきみたいなニュアンスで取り入れる感じでいいですか？

5 番 大津 雄二 委員

まあ個人的な意見なので。

事 務 局

なので、除外するべきではないとまではいわないけど慎重に審査するべき、みたいな？

5 番 大津 雄二 委員

こういうふうに虫食いに除外されても仕方ないっていう感じに、由布院の駅裏はなってるのかなって感じていて、この前に外れた案件もありますし過去にも結構なんでこんなところが外れているんだろうみたいな、外してしまうんだろうっていう所が多々あったと記憶しているので、なんかこうもうちょっと線引きできるといいなと。担い手が農地を使う上で、しっかり農業をしていこうと思った時にこういった外され方をどんどんされると農業が、それはもちろん除外の6項目が入っていると思うんですけど、それをよくわかったうえで判断してもらいたいということです。

まあ、気持ち的には外したくないですね。

議 長

今大津さんの方から意見がありました。
基盤整備田ですので…、えー…。

5 番 大津 雄二 委員

こういうのって代替地とか無いんですかね？

事 務 局

まあ代替地は申請の書類にも書かれていますので、そういったのをこの後農政課とかがよく審査したうえで農政対策審議会とかにかかっていくと思うんで。

細かい文言はまた検討しますが、圃場整備田ということでより慎重な審査を行うことが望ましいぐらいのニュアンスで意見を考えるという感じでどうでしょうか。

議 長

ということで、大津さんの意見を付して答申したいと思いますが、いいでしょうか。では、意見を付して答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見ありとして答申致します。

続きまして箇所番号9の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号9の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号10の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号10番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(5番 大津 雄二委員より挙手あり。)

議 長

大津委員さんどうぞ。

5番 大津 雄二 委員

たびたびなんですけど、先ほどの8番と同じようなニュアンスで意見を言いたいと思います。

写真とかから少し農地として利用している程度でどうなのかなっていうのはありますけど、もう代替地が無いのかっていう所ですね。その一点をしっかりと言わせてもらって、地図上でも一団としてしっかり括れているかなって思いますんで、ここもしっかり残してほしいなという感じです。

3番 秋吉 一郎 委員

それと、ここは始末書は取ってるのかな。

農 政 課

始末書はいただいております。

3 番 秋吉 一郎 委員

分かりました。いいです。

議 長

はい、大津さんの方からまた意見がありました。

大津さんの意見を付して答申したいと思いますが、いいでしょうか。

では、意見を付して答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見ありとして答申致します。

続きまして編入の案件について7件あります。

これらは一括して審議したいと思います。

農政課より説明をお願いします。

農 政 課

編入箇所番号1番～7番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

議 長

江藤委員さんどうぞ。

8 番 江藤 国子 委員

箇所番号の2の地番が900番2のどこなんですけど、写真で言うと79ページですが、結構荒れてるような気がするんですけどこういう所も入れられるものなんですか？

農 政 課

今後耕作する予定というふうに聞いております。

(9番 安部 義浩委員より挙手あり。)

議 長

安部委員さんどうぞ。

9 番 安部 義浩 委員

あのー、今までその中山間とかを知ってたと思うんですけど、入れようとしなかったんでしょうか。たしか今年が中山間の5期目の最後の年なんですよ。苑最後の年になってこう入れようとするっていうのがピンとこないんだけど。来期のために入れるということでしょうか？

1 番 縣 次男 委員

塚原は農地の勾配が無いから今までは駄目だって言われてたんですけど、近頃調べてたら勾配が無くても単価が下がるだけで入れるっていうのがわかって。それで急遽進めてる所で。

塚原は今まで全く入ってなかったんで、皆さんに声かけるんですけどなかなか腰が上がりなくて。なのでとりあえずこの人数だけでも入ろうかと思って。

9 番 安部 義浩 委員

その勾配が無いっていうのは、私なんかは朴木なんですけど、朴木も一部は勾配が足りないということでやっぱり加入できなかったんですよ。それが2期目の途中かなんかにできるということで追加したんですけど、いい例がその東長宝の五福で、そこも一部段差がないということで編入できなかったんですが、今は中山間事業でお金をもらってるんですね。

だから、塚原の人が知らなかったのも悪いんだけど、そこは農政課の人がせっかく制度があるんだから、早めに声をかければよかったのになって思いますね。まあ、そのところをよろしくお願いします。

8 番 江藤 国子 委員

由布院のクロネコヤマトがあるじゃないですか。あそこは結構段差があるのに、この直接支払いには分断されてるので駄目ですって言われたんで、私とか自費でいろんな花の種とか買って管理してるんですけど、そういうふうに制度が変わったときは説明会とかでみんなに説明してあげた方がいいのかなと思います。

農 政 課

はい、ありがとうございます。そのようにしてまいりたいと思います。

議 長

他に編入のことについて質疑ありませんか。

(ありません。)

色々話はありましたが、編入の案件について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

■日程 第9 「その他」

議 長

その他で何かありますか。

無いようですので終了したいと思います。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。